

4 年金等

国民年金や厚生年金、共済年金に加入している期間中などに、疾病や負傷により一定の障がいの状態となった方に年金が支給される場合があります。

1 障がい基礎年金

内 容	国民年金(厚生年金を含む)に加入している方又は加入していた方で、次の全てに該当する方に日本年金機構より隔月(偶数月)支給されます。	
対象者	①国民年金に加入している間又は60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある間に、初診日(障がいの原因となった病気やケガについて医師の診察を初めて受けた日)がある病気やケガで障がいの状態になった方 ＊20歳より前に初診日がある病気やケガで障がいの状態になった方も該当しますが、本人の所得制限があります。 ②一定の保険料納付要件を満たしている方(20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。) ③障がい認定日(原則初診日から1年6か月を過ぎた日)に国民年金法施行令の障がい等級表による1級又は2級(身体障がい者手帳の等級とは異なります。)の障がいの状態になっている方。又は障がい認定日に1級又は2級の障がいに該当せず、65歳に達する日の前日までに該当するようになった方 支給に際しては条件がありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。	
支給内容	◆年金額 1級…993,750円【990,750円】【】内は68歳以上の人の額 2級…795,000円【792,600円】 ◆子の加算額 1人目・2人目(1人につき)…228,700円 3人目以降(1人につき)…76,200円	
窓 口	日本年金機構名古屋北年金事務所(名古屋市北区)	TEL 052-912-1213

2 障がい厚生年金

内 容	厚生年金に加入している間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて医師の診察を初めて受けた日)のある病気やケガで国民年金法施行令の障がい等級表の1級又は2級に該当する障がいの状態になったときは、障がい基礎年金に上乗せして障がい厚生年金が支給される場合があります。2級に該当しない程度の障がいのときには、3級の障がい厚生年金若しくは一時金として障がい手当金が厚生年金単独で支給される場合があります。なお、支給に際しては条件がありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。	
窓 口	日本年金機構名古屋北年金事務所(名古屋市北区)	TEL 052-912-1213

3 心身障がい者扶養共済制度(県)

内 容	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したとき又は重度障がい者となったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される共済制度です。要件により加入できない場合があります。	
窓 口	障がい福祉課(市役所1階)	TEL 85-6186 FAX 84-5764